

## 令和8年度当初予算 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当内訳書

平成26年4月1日より、消費税率の引き上げに伴い、地方消費税率についても税率が引き上げられました。この引上げ分の地方消費税収については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、当市における令和8年度当初予算の用途・充当状況について、下記のとおりお示しいたします。

### ( 歳 入 )

地方消費税交付金	1,050,000	千円
うち社会保障財源化分	572,727	千円

### ( 歳 出 )

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	6,557,725	千円
------------------------------	-----------	----

### 【経費の内訳】

(単位:千円)

経 費 名	経 費	財 源 内 訳				うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
		国県支出金	地方債	その他	一般財源		
民 生 費	社 会 福 祉 費	3,005,873	1,176,668	95,500	57,731	1,675,974	334,793
	児 童 福 祉 費	2,184,040	1,620,781	28,000	312,113	223,146	44,576
	生 活 保 護 費	280,028	224,011	0	0	56,017	11,190
	小 計	5,469,941	3,021,460	123,500	369,844	1,955,137	390,559
衛 生 費	保 健 衛 生 費	623,194	92,114	1,700	75,322	454,058	90,703
	清 掃 費	464,590	0	0	6,718	457,872	91,465
	小 計	1,087,784	92,114	1,700	82,040	911,930	182,168
合 計	6,557,725	3,113,574	125,200	451,884	2,867,067	572,727	

「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※地方消費税率の引き上げ分については、次の考えにより計算をしております。

平成26年4月1日以前の地方消費税率100分の25(消費税率換算1%)を基準として

・令和元年9月30日までは、地方消費税率63分の17(消費税率換算1.7%) ⇒引き上げ分0.7%相当として計算

・令和元年10月1日以降は、地方消費税率78分の22(消費税率換算2.2%) ⇒引き上げ分1.2%相当として計算